

<http://www.state.gov/g/drl/rls/hrrpt/2007/100484.htm>

ガーナ

人権慣行に関する国別報告

民主主義・人権・労働局

アフリカ

2007年

2008年3月11日

ガーナは、強烈な大統領職および一院制 230 議席議院を持つ立憲民主主義国である。この国の人口は、約 2,100 万人である。2004 年、与党の New Patriotic Party (NPP) の候補者 John Agyekum Kufuor が投票の 52.45 パーセントで大統領に再選された。いくつかの脅迫事件および小規模不正行為にも関わらず、国内および国際監視団は、この選挙が一般的に自由かつ公正であったと判断した。文官当局が一般的に治安部隊に対する有効な支配を維持しているが、治安部隊の一部が政府当局と関係なく行動したいくつかの事例があった。

政府は、一般的に人権を尊重し、この年の間に相当な進歩を遂げた。しかし、いくつかの地域において自警団裁判事案を含む問題があった。人権問題としては、次のような事例があった。警察による過度の暴力行使から生じた死亡/自警団裁判/厳しく、生命を脅かす刑務所状態/警察の腐敗と刑事免責/長々しい裁判前拘留/デモの強制解散/政府のすべての部門における腐敗/女性および子どもに対する暴力/女性生殖器切除(FGM)/女性、身体障害者、同性愛者、HIV/AIDS 患者に対する社会的差別/女性および子どもの人身売買/人種差別ならびに政治的および人種的動機の暴力/強制児童労働を含む児童労働。

この年の間に、政府は、FGM 慣行を処罰するための刑法の改正および家庭内暴力に関する法律の制定を含めて人権の保護を進めるために相当な措置を講じた。

人権の尊重

第 1 節 以下からの自由を含む人間の完全性の尊重

a. 恣意的または不法な生命の剥奪

政府またはその機関が政治的な殺人を行ったという報告はなかった。しかし、この年の間に治安部隊の過度の実力の行使により数人の刑事犯罪容疑者およびその他の人々が死亡した。

たとえば、3月26日、Waにおいて警察官の停止指示に従わなかった男性が警察官によりオートバイごと溝に突き落とされて死亡した。この事故でライダーは首の骨を折り、後に乗っていたガールフレンドは意識不明となった。捜査当局は、この事故の直接責任者の2人の警察官の停職と、やはり職務中であった他の6人の警察に対する厳しい調査を勧告した。

マスメディアの報道によると、8月26日、乗用車泥棒を追跡していた **Bureau of National Investigations** の捜査官が誤って26才の男性を射殺した。大統領は、治安機関に対しこの事件の完全な捜査の実行を命令した。年末現在、この事件は調査のため検察庁に送られている。

8月3日、警察・国軍合同巡察隊が **Suhum** においてマイクロバスの運転手を逮捕した後に殴り殺したと伝えられた。**Ministry of Interior** は、この死亡を調査するために8月15日に事実調査委員会を設置した。この委員会の報告は、犠牲者の家族に対する補償および適切な監督を怠った警察・国軍巡察隊の指導者に対する懲戒処分を勧告した。責任があると思われる4人の治安職員が年末現在取調べを受けている。

この年の間に、Accra の **Dansoman Estates** において2006年4月に4人が警察により殺害された事件に関連して、少なくとも2人の警察官が告訴され、裁判され、有罪とされた。

追跡していた強盗団の1人と間違えて警察が26才の男性を射殺した2006年5月の事件の進展はなかった。ただし、政府は、2006年12月に犠牲者の葬式費用の支払いおよび犠牲者の家族に対する補償に同意している。

政府軍は、引き続き、数百人の不法住民を殴打し、強制退去させることにより、負傷者と財産の破壊をもたらした。5月、約10,000人の商人、大工、石工、商人、農夫が **Kumasi**

鉄道沿いの地域から強制退去させられた。無権利居住者の一部は、20年以上前からこの地域に住んでいた。強制退去中、鉄道当局の調査官、従業員、役職員が財産を破壊し、住民を殴打して路頭に放り出した。治安部隊によるデモ参加者の強制解散により死傷者が発生したという報告はなかった。

これまでの数年と同様に、族長権紛争により死傷者および財産の破壊がもたらされた。しかし、この年の間に、原住民と移住牧畜民間の紛争から生じた死者の報告はなかった。

11月1日、Volta地域のAnlogaにおいて族長権紛争が勃発し、1人の警察官および警察拘留中に死亡した2人を含む少なくとも5人の死者をもたらした。10年以上の長期族長権紛争に根ざすこの騒乱は、伝統的な住民の居住するAnlo地域における新しい族長の任命に対する反対から発生した。マスメディアおよびNGO筋の報告によると、警察は、暴力を鎮圧し、情報を引き出すために、過度の実力、脅迫および殴打を行使した。伝えられるところによると警察は、紛争発生直後に子どもと少なくとも1人の老女を含む75人以上の容疑者を逮捕した。

11月、Western RegionのPrinces Townにおける族長権紛争の結果として、少なくとも3人が殺害され、20軒以上の家屋が焼き払われたと伝えられた。多数の人々が逮捕され、暴動行為、有害行為、武器使用行為、損傷行為の廉で起訴された。

この年の間に、憤激した市民および暴徒による犯罪容疑者に対する自警団式裁判により多数の死者がもたらされた。治安部隊は、ときとして狙われている犠牲者の命を救うために介入した。6月、Deputy Inspector General of Police (IGP)は一般市民に対し自警団裁判に参加しないように促す声明を発表し、そのような行為が違法であり、法律により処罰されることを強調した。この気運は、この1年を通じて、Commission on Human Rights and Justice (CHRAJ)および数人の宗教指導者により同意された。5月、Minister of National Securityは、群衆裁判がこの国の司法手続に及ぼす悪影響について警告した。

10月18日、Asaman District警察は、Pokuaseにおいて窃盗容疑者を殴打し、両手を縛った状態で引きずり回して殺害した疑いで9人を逮捕した。これらの9人の容疑者は、年末現在、拘留されて裁判を待っている。

4月10日、1群の若者が Goaso Government Hospital の管理者に大量殺人を犯したギャングに加担した疑いをかけて殴り殺した。警察は、この殺人に関連して15人を告発した。12月10日、これらのうち4人は保釈を与えられたが、残りの11人は拘置所に戻され、2008年1月の再出廷を命令された。警察によると、年末現在、当局は、Sunyani High Court における被疑者の裁判のための証拠書類を調査分析しているところである。

5月7日、その日の午前中にガソリン・スタンド強盗を働いた容疑者が Kumasi-Techiman 公道上で暴徒により捕らえられ、火を付けられた。年末現在、警察の捜査はまだ結論に達しておらず、逮捕は行われていない。

8月14日、女性のバッグをひったくって逃げようとしていたとされる3人の武装強盗容疑者が Accra でリンチされた。年末現在、被疑者は逮捕されておらず、捜査はまだ結論に達していない。

12月、ギャング団の一員とされ、住居侵入を疑われた2人がその自宅所有者の隣人により殴り殺された。年末現在、警察の捜査はまだ結論に達していなかった。

泥棒と間違えられた男性が Kumasi において暴徒によりリンチされた2006年4月の事件、山羊を盗んだ疑いをかけられた3人の男性が Accra で暴徒により殴り心された2006年5月の事件、財布をすり取った疑いをかけられた Kumasi の男性が暴徒により殴り殺された2006年9月の事件にいずれについても進展はなかった。

バッグひったくり犯人に間違えられた16才の生徒を2005年に殴り殺したとされる4人の男性の裁判は、年末現在、進行中であった。

b. 行方不明

政治的な動機が行方不明の報告はなかった。

c. 拷問およびその他の残忍、非人間的または品位をおとす処遇または処罰

憲法および法律は、このような慣行を禁止している。しかし、警察が容疑者、囚人、デモ参加者、その他の市民を殴打・虐待したという信頼できる報告があった。警察拘置中の容

疑者の激しい殴打が全国で行われていると伝えられたが、大部分は公式経路で報告されなかった。多くの場合、警察は疑いを否定し、または暴力は場合により正当化されると主張した。

この年の間に発生した警察による多数の残忍な致命的事件を受けて、いくつかの非政府組織(NGO)、弁護士、市民社会組織が過度の暴力を行使する警察の傾向を公然と非難し、IGP に対し責任者に対する措置を講ずるよう要求した。8月、IGP は、すべての地区、地域、部署の指揮官に対し、容疑者に対し過度の暴力を使用した職員に対して処罰措置を講ずることを命ずる指示を発した。この指示は、交通違反で留置されていたタクシー運転手が激しく殴打されて留置場で死亡したとされる事件の後に発出された。

この年の間に、政治的意見を述べたために大学生が警察官により拘留された。この学生は他の警察官により殴打され、Accra において1晩拘留され、翌日何事もなく釈放された。

警察の地区規律委員会が2005年に見物人を銃撃した廉で告訴された Sunyani の警察官の裁判を行った2006年8月の事件および停止しなかったタクシー運転手を2004年に銃撃した警察官が停職処分された2005年の事件に関する進展はなかった。

「土地見張り番」(私的な紛争および長期抗争を解決するために私人により雇用された私的用心棒)がこの年の間に負傷および財産の損害を引き起こした。これらの法律外警備要員と警察が結託している疑いがいくつかあったが、警察は関与を否定した。この年の間に、警察の Land and Property Fraud Unit は、Greater Accra Region において多数の土地見張り番を逮捕し、起訴し、有罪にした。

憤激した市民および暴徒により犯罪容疑者および魔女に対して行われた自警団式裁判により死傷者が発生した。

刑務所および拘留センターの状態

刑務所の状態は、政府の努力にも関わらず、ほとんどの場合、非常に厳しく、ときとして生命を脅かしている。刑務所住民の大部分は、植民地時代の砦であった建物かまたは放棄

された公共の建物または軍の建物に収容されているが、これらの建物は、換気と衛生状態が劣悪であり、設備は荒れ果て、面積も限定されている。

2006年の **Prisons Service Annual Report** によると、12,847人の囚人がこの人数の約1/3を収容するように設計された刑務所に収容されている。12人用の監房に55人もの受刑者を収容することは、ごく普通であった。過密状態が伝染病の蔓延に拍車をかけている。医療設備は不十分であり、受刑者は、もっとも基本的な医薬品のみ与えられる。囚人は、補助的な食糧、医薬品およびその他の必需品を家族または外部組織に依存している。受刑者の食糧、寝具、衣服は、常に不足している。

7月、**Parliamentary Select Committee on the Judiciary** が **Nsawam Medium Security Prison** を訪問し、受刑者の権利が保護されているか否か調査した。伝えられるところによると受刑者は、一部の囚人は裁判なしで数年にわたり収監されていると調査団に述べた。この委員会の調査報告および刑務所当局によりまとめられたその他の報告の結果として、政府は、長々しい拘留期間に対処する若干の取り組みを行った。9月、**Attorney General** 官庁は、特別裁判所を **Accra** の **James Fort Prisons** で開廷する「すべての人々のための司法」構想を打ち出した。この構想は、裁判過程を促進することおよびこの国の刑務所の過密状態を緩和することを意図している。

Bibiani Prison で自分の房で吊されている1人の受刑者が発見され、同房者により殺害されたとされる2006年9月の事件に関する進展はなかった。

Accra Central Police の留置場では、女性囚人は小部屋に収容され、男囚との仕切りは1つの門のみであった。2006年、婦人・児童問題担当大臣は、裁判官に妊娠女性に対する監禁刑の宣告を回避するよう呼びかけ、社会奉仕、執行猶予、仮釈放、罰金のような別の判決を提案した。それにも関わらず、裁判官は、妊娠女性、特に宣告時に妊娠中であることが分からない女性に対して監禁刑の宣告を継続した。これは、一部には、係官が法律により要求される妊娠検査を一貫して行わなかったためである。

一部の少年は、政府が刑務所のように運用している少年拘留センター **Borstal Institute** における長々しい社会復帰拘留を避けるために、自分の年令を高く偽った。これに対して、

Department of Social Welfare と Prison Service は協力して成人刑務所の幼い少年を少年矯正センターに転送し、年かきの少年を Borstal Institute に戻した。

裁判前の拘留者が確定受刑者とともに拘留された。

政府は、この年の間に、CHRAJ には自由な刑務所訪問を許可したが、NGO による訪問は制限した。

d. 恣意的な逮捕または拘留

憲法および法律は、恣意的な逮捕および拘留に対する保護を規定している。しかし、政府は、これらの禁止を常に守ったわけではなかった。

警察および治安機構の役割

10 人制 Police Council の管轄下にある警察は、法律および秩序の維持について責任を負っている。軍隊は、この年の間、引き続き法律執行活動に参加した。別の機関、Bureau of National Investigations は国家の安全にとって重要と考えられる事件を取り扱い、Ministry of National Security に直属する。警察は、Accra に殺人、法医学、家庭内暴力、ビザ不正行為、麻薬、ネット犯罪を担当する特殊部署を置いている。しかし、このような業務を全国に広げるためには、Accra 以外におけるオフィスの設備、警察車両、装備の不足を含む相当な障害がある。

警察の業務は、その残忍な行為、腐敗、怠慢が発生する都度、繰り返し非難の対象となった。刑事免責が問題である。容疑者訴追の遅延、警察と犯罪者の共謀のうわさ、愚かな警察という広く行き渡った認識がこの年の間における自警団裁判の増加に貢献した。警察が私的負債取立者として働くことにより、違法な検問所を設置することにより、恨みを抱く仕事の関係者からの賄賂と引き換えに市民を逮捕することにより金銭を手中にしたという信頼できる報告もあった。

政府当局者は、政府の容赦なしの腐敗対策は警察およびその他の治安要員に適用されると公言した。

33人を擁する Police Intelligence and Professional Standards Unit (PIPS)は、人権侵害および警察の違法行為を調査した。この年の間に、PIPSは、693件の苦情と嘆願を受理したが、これに対して2006年は522件であった。ハラスメント、不当な逮捕、人権侵害を伴う拘留に関する149件の苦情があったが、これに対し2006年は70件、2005年は48件であった。225件の違法行為に関する苦情があったが、これに対し2006年は98件であった。受理した合計693件の苦情のうち、年末現在、78件は終了してIGPに送付され、615件は調査中であった。IGPに送付された案件の一部は、解雇、降等、配置換えをもたらしした。

8月、PIPS調査の結果として、39人の警察官が解雇され、26人が殺人、強姦、強要、窃盗、麻薬密売関与を含む罪で起訴された。これらの事案は、年末現在、種々の訴追段階にあった。

逮捕および拘留

憲法は、拘留された個人が本人の理解できる言語により拘留の理由および国費の弁護士および通訳に対する本人の権利を直ちに告げられることを規定している。法律は逮捕のためには裁判所の令状を要求し、48時間以内の罪状認否を規定している。法律は、裁判所により定められる「適当な期間」内に裁判されなかった被拘留者が無条件または本人の後日出廷を確保するために必要な条件に従って釈放されることを要求している。法律は、保釈も規定している。しかし、実際には、48時間を超える期間にわたる起訴なしの拘留、逮捕状未取得、令状の更新または単なる令状失効無視により捜査中に無期限に被疑者を勾留に戻すことを含むこれらの権利の侵害が多数発生した。

政府は、この年の間に、引き続き恣意的な逮捕および拘留を行った。

当局は、通常、囚人の収監を家族に通知しなかった。このような情報は、たまたま得られる場合が多かった。裁判所は、保釈金額を設定する無制限の裁量権を持っているが、保釈金額はしばしば手が出ないほどに高かった。裁判所は囚人の保釈による釈放を拒否し、その代わりに、司法当局による毎週の審査を条件として囚人を起訴なしで無期限に拘留に戻すことができる。ときとして、警察も容疑者に保釈による釈放の事前条件として金銭を要求した。

長々しい裁判前拘留が依然として問題である。Prisons Service の 2006 年版 Annual Report によると、刑務所住民の 29.5 パーセントは裁判前状態にある。被拘留者は、ときとして、その罪の要求する刑期以上の時間を裁判を待って拘留中に費やす。

e. 公正な公開裁判の拒否

憲法および法律は、司法の独立を規定している。しかし、司法は非効率であり、影響および腐敗を免れていない。

法律は、2 つの基本的レベルの裁判所、下級裁判所と上級裁判所を設置している。下級裁判所は、少年裁判所と家庭裁判所を兼ねる巡回裁判所と地方裁判所から構成される。これらの裁判所は、5,241 ドル(5,000 セディ)以下の民事訴訟および 1,048 ドル(1,000 セディ)以下の罰金、2 年以下の刑期、またはこれらの両方により処罰される罪の刑事訴訟を取り扱う。上級裁判所は、最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所、商事裁判所、地区裁判所、迅速裁判所から構成される。迅速裁判所は、6 カ月以内に結審する訴訟を取り扱う。迅速裁判所に提起される訴訟の大部分は、銀行および商業事案、人権および名誉棄損に関する。

軍人は、軍事裁判所において刑法に基づいて裁判される。

Judicial Service は、裁判所の混雑を緩和するためおよび司法の非効率に対処するために、代替紛争解決(ADR)手続を組み入れる取り組みを行ってきた。ADR を実現するために全国で仲裁人が訓練され、一部の地方裁判所に仲裁部署が設置されている。Judicial Service 内に ADR 事務局が設置された。商事裁判所は、商業紛争の解決において義務的段階として ADR を使用し続けた。

Chieftaincy Act は、村落の族長およびその他の伝統的首長に当該地域に関わる事柄を仲裁する権限および離婚、子どもの保護監督、財産紛争のような事柄を取り扱う慣習的部族法を施行する権限を与えている。しかし、伝統的支配者の権威は、裁判所および地方議会のような文官機関の権力の相応する増大のために、着実に衰えてきた。

退職した最高裁判所判事により率えられる司法苦情部署が一般市民の苦情を取り扱った。2006年中に、この部署は632件の苦情を受理したが、そのうち107件は解決され、186件は調査中であり、339件は処理待ちである。

裁判手続

憲法および法律は公正な裁判の権利を規定しており、司法部門は一般的にこの権利を執行した。被告は無罪を推定され、裁判は公開され、被告は、在廷する権利、弁護人により代理される権利(必要な場合には公費により)、証人を反対尋問する権利を持つ。被告およびその弁護人は、当該訴訟に関連して政府が保持する証拠を閲覧することができ、また、上訴する権利を持つ。殺人事件の裁判では陪審が使用される。当局は、一般的にこれらの権利を実際に尊重した。

政府に対するクーデターを企てたとして2004年に逮捕された退職軍人の裁判および2005年にクーデターを企てたとして起訴された2人の裁判の進捗はなかった。

政治的囚人および被拘留者

政治的囚人または被拘留者に関する報告はなかった。

民事司法手続きおよび救済

民事事項に関して独立かつ公平な司法が存在し、市民は、損害賠償または人権侵害の中止を請求する訴訟を提起するために裁判所に入入りできた。

司法の利用を改善し、紛争の解決を合理化する取り組みとして、迅速裁判所およびオートメーション商事裁判所が引き続き運用された。電子データ管理により処理が迅速化されるオートメーション裁判所が全国に多数設置された。

f. プライバシー、家族、家庭、または通信に対する恣意的干渉

憲法および法律はそのような行為を禁止している。しかし、実際には、政府は、ときとしてプライバシーの権利を侵害した。法律は司法捜索令状を要求しているが、警察は、実際には、それをほとんど取得しなかった。

野党活動家の主張によると、政府は、与党に反対すると思われる人々に対する監視およびハラスメントを行った。一部の市民社会組織は、政府が、監視も規制も受けることなく、監視を行うことに対する懸念を表明した。

Lake Volta の Digya National Park 内の Dudzorme Island からの数百人の強制移住に関する政府委嘱報告およびフェリーによる移住中に発生した少なくとも 100 人の溺死報告は、政府にこの惨事の責任はないとし、フェリーボートに過剰乗船させたフェリーの乗組員を非難した。この報告は、政府に犠牲者に補償する責任はないとも述べている。この年の間に、政府は、委員会の報告の一部を認める白書を発表した。が、年末までに委員会の勧告を実施しなかった。

5 カ月の幼児が両親および叔母とともに Kumasi 刑務所で一夜を過ごすことを強いられた 2006 年の事件に関する進展はなかった。

第 2 節 以下を含む市民の自由の尊重

a. 言論および報道の自由

憲法および法律は言論および報道の自由を規定し、政府は一般的にこれらの権利を実際に尊重した。市民は政府を公然と批判したが、復讐を受けることはなかった。独立マスメディアが活動し、制限を受けることなく種々の意見を表明した。

警察がマスメディアの社員を逮捕し、拘留し、過度の実力を行使したという報告があった。

2006 年 9 月にラジオのジャーナリストを肉体的に攻撃した Accra の警察官が記者に対し公式に謝罪したが、政府はこの警察官に対し法律的な措置を講じなかった。

Tema、Ada、Kisseih の警察官が Ada 付近の Kportsum で行われた記者会見のマスメディア担当者による取材を阻止するために過度の実力を使用したとされる 2006 年 11 月の事件に関する調査は、この年の間に行われなかった。

ジャーナリストは、ときとして、取材活動の結果として肉体的および口頭のハラスメントを受けた。たとえば、2 大政党、NPP および National Democratic Congress (NDC) の党員は、それぞれの政党に対する否定的な報道に対応して年間を通じてジャーナリストに口頭のハラスメントを加えた。

2006 年の次の事件に関する進展はなかった。すなわち、麻薬密輸裁判の審理を取材した写真ジャーナリストが被告を支持する集団により攻撃された事件/前 Minister of Road Transportation の支持者が、前大臣の偽証および職権乱用に関して CHRAJ が行った告発を取材した Enquirer 新聞の写真家と 2 人のジャーナリストを攻撃した事件/2 人のジャーナリストが記者会見から締め出されたが、その締め出しが両名の所属新聞の掲載した記事に対する報復とされた事件。

野党の主張によると、政府のマスメディアは、数多くの場合に野党による同等のアクセスと取材を拒否した。

大統領を含む政府当局者は、マスメディアに対しその報道において一層の自制を呼びかけたが、報道内容の検閲も削減も行わなかった。

インターネットの自由

インターネット・アクセスに対する政府の規制はなかった。また、政府が e メールまたはインターネット・チャット・ルームを監視したという報告もなかった。個人と団体は、e メールによるものを含めてインターネット経由で平和的に意見を表現できた。インターネットは Accra および大都市ではアクセス可能であったが、この国のその他の部分でのアクセスは限定的であった。

学問の自由および文化的行事

学問の自由および文化的行事に対する政府の制限はなかった。

b. 平和的な集会および結社の自由

集会の自由

憲法および法律は、平和的な集会の自由を規定している。しかし、政府は、ときとして、この権利を制限した。政府はデモの許可を要求しないが、警察は特定のルートの使用を拒否できる。

これまでの数年と同様に、この年の間、警察はデモを恣意的に力づくでデモを解散させた。6月1日、警察は、Takoradi Polytechnic Instituteにおいて無能とされる学長に抵抗するために学業の無期限ボイコットを5月31日に宣言した学生を力づくで追い散らした。64人の学生がこの衝突に関連して逮捕され、武器携行暴動と公務執行妨害の嫌で起訴された。年末現在、学生の訴追は一部進行中であり、一部は撤回された。

Legon Universityの学生が学生自治会選挙の結果に抗議した2006年4月の暴動の結果として、この大学は、この暴動に関与した学生を調査するために規律委員会を招集した。しかし、この事件における警察の行為を調査する国レベルの措置は講じられなかった。

警察がデモ隊の群衆を力づくで解散させた2006年のその他の事案に関する進展はなかった。

大学構内デモの禁止は、この年の間も有効であったが、それに対する異議の申し立てもその強制施行もなかった。

結社の自由

憲法および法律は集会の自由を規定し、政府は一般的にこれらの権利を実際に尊重した。治安部隊の要員は、治安機関内における政治的な集会または団体への参加を禁止されているが、しかし外部の政治的または軍事的組織に参加することは許容されている。

c. 宗教の自由

憲法および法律は宗教の自由を規定しており、政府は一般的にこの権利を実際に尊重した。

一部のイスラム教徒は、社会の多数の側面におけるキリスト教の普及のために、政治的および社会的に排斥される感覚を受け続けた。キリスト教志向の祈祷が公の環境において頻繁に行われること、およびキリスト教の標語が至るところで見られることのような要因が、イスラム教徒地域社会の一部の人々が抱くこれらの社会的無視および被差別の意識に拍車をかけた。

イスラム教徒の学生は、一般的に公立学校においてかなりの宗教的自由を享受した。学校における自由な宗教的慣行を推進する公式政策にも関わらず、イスラム教徒の学生および Seventh-day Adventist の学生は、学校当局がたとえば学内服装の規制または祝祭日に試験を計画するなどときとして学生の宗教的義務に対応しないという苦情を提起し続けた。

南部の Volta 地区の土地固有の慣行、Trokosi は、家族の一員（一般的にティーンエイジャーであるがときとして 10 才未満の子どもであった）を家族の他の一員の罪をあがなうために寺院での長期奉仕に捧げることである。Trokosis は寺院の維持に役立ち、祈祷の間に神酒を注いだ。Trokosi になった子どもは、数ヶ月ないし 3 年続く奉仕期間中、寺院のそばで大家族とともに生活することも多い。CHRAJ のような政府機関は、おりにふれ、Trokosi を抑制するキャンペーンを積極的に展開してきたが、地方当局者の言い分によると、Trokosi は虐待ではない伝統的慣行である。一部の NGO は、Trokosi になった子どもが性的搾取および強制労働を強いられていると主張しているが、Afrikania Renaissance Mission のようなアフリカの伝統的な宗教の支持者は、これらの NGO はアフリカの宗教をねじ曲げて伝えていると述べ、Trokosi に対する反対キャンペーンを宗教的迫害と見なした。

年末現在、警察は、寺院の僧侶を務めている父親の許から逃げた 16 才の少年の事件を調査していた。この少年によると、彼の父親は自分の息子を torkosi にしようとしていた。

社会的虐待および差別

宗教的信条または慣行に基づく社会的虐待または差別の報告はなかった。しかし、この年の間に、宗教間および宗教内摩擦がときおり報告された。

Christ Apostolic Church (CAC)の信者と Accra 地域 Ga 族住民の族長権団体、Ga 伝統権威間で生じた 2006 年の物理的対立事件に関する進展はなかった。GAC は、Chieftaincy Act により伝統的慣行に関する法的権限を与えられている Accra の Ga Traditional Council に より課されている例年 1 カ月間太鼓打ち禁止を犯した。

ユダヤ人地域社会は、数百人の住民を擁している。反ユダヤ主義活動の報告はなかった。

政府は、この年の間に、しばしば宗教間相互理解を推進する措置を講じた。

詳細な説明については、以下参照：[2007 年国際宗教の自由報告](#)。

d. 移動の自由、国内で移住させられた人々、難民の保護、無国籍の人々

憲法および法律は、国内における移動、外国旅行、移民、帰国の自由を規定しており、政府は一般的にこれらの権利を実際に尊重した。

密輸を阻止し、違法武器を押収し、犯罪人を逮捕するために、全国の検問所に治安要員が配置されている。しかし、警察は、一部の係官がときとして違法な障壁を構築して自動車の運転手から賄賂を手中にしていることを認めた。重大な事案では、これらの係官は降等および減給または警察からの追放により懲戒処分された。警察は、路上強盗の継続的増加に応じて、引き続き、警備検問所を設置し、道路パトロールを行った。警察の道路閉鎖および乗用車臨検は、大都市の夜間走行において普通に遭遇する事象であった。地域の警察指揮官は、検問所勤務の警察官の活動を監視した。

憲法は強制国外追放を禁止しており、政府はそれを行わなかった。

難民の保護

法律は、1951 年の難民の地位に関する国連条約およびその 1967 年議定書による庇護または難民の地位の付与を規定している。政府は、難民の地位の請求を裁定し、難民がすべての適切な保護を受けることを保証する難民委員会を設置した。Office of the UN High Commission for Refugees (UNHCR) (国連難民高等弁務官事務所)が難民委員会にオブザーバーとして参加した。政府は、ルフールマン(人が迫害の恐れがあると考える理由がある

国へのその人の送還)に対する保護を提供した。政府は、難民の地位または庇護も与えた。この国は、難民および亡命希望者の援助において UNHCR およびその他の人道組織と協力した。この国は、一般的に他の西アフリカ諸国からの難民の受け入れについて寛大な政策を実施したが、それは一般的に労働許可または永住許可の付与には至らなかった。法律は、書類なしで入国した難民にも保護を受ける権利を与えている。

性的暴力および性別起因暴力が引き続き難民住民間の問題であった。収容所に住む難民の肉体的不安が難民の弱い立場の悪化に寄与している。2006年に報告された3件の性的暴行事件のうち、1人の犯人は7カ月の刑を宣告された。この年の間に、他の2件も結審した。13才の少女を陵辱した疑いで有罪とされた男(国内法において16才未満の者との性交と定義される)は、10年の刑を宣告された。3番目の訴訟は、証拠不十分のために打切られた。

Budumburam 難民収容所において発生した陵辱、強姦、ソドミーを含む約16件の性的暴行事件が Women's Initiative for Self-Empowerment (WISE) および警察にこの年の間に報告された。しかし、犠牲者が訴追に対する協力を嫌がるかまたは協力できないために、多くの事件が訴追されなかった。年末現在、6件が裁判所に起訴されているが、その一部は未成年の犯人を含んでいる。

Krisan 難民収容所において報告された1件の強姦が年末現在警察により調査されていた。Volta Region において、1人の難民に対して提起された強姦訴訟は、犠牲者とされる人が裁判所に出頭しなかったために打切られた。

警察および裁判所に提起される正式告発のほか、正式苦情の提起を選択しなかった一部の犠牲者は WISE またはその他の NGO にカウンセリングを求め、または伝統的解決を求めて問題を地域社会の指導者に持ち込んだ。UNHCR もその他の機関と協力して新しい家庭内暴力法に関する情報を普及し、また、性的暴力および性別起因暴力事件の防止およびそれに対する対応に関する教育キャンペーンと訓練を行った。

第3節 政治的権利の尊重：自らの政府を変更する市民の権利

憲法および法律は市民に自らの政府を平和的に変更する権利を与えており、市民は、普通選挙制に基づいて定期的に行われる自由・公正な選挙を通じてこの権利を行使した。

選挙および政治への参加

2004年、大統領および議会の選挙が全国で行われた。NPPの候補者 John Agyekum Kufuor が投票の 52.45 パーセントで再選された。いくつかの不正行為にも関わらず、国内および国際監視団は、この選挙が一般的に自由かつ公正であったと判断した。一部の投票所における投票用紙の不足および氏名の綴り違いまたは氏名と写真の不一致のような有権者登録に関する小規模の問題の報告があった。議会選挙において NPP は 128 議席を獲得した。NDC は 94 議席を得た。Convention People's Party は 3 議席を得た。Peoples' National Convention は 4 議席を獲得した。1 人の独立候補者が当選した。

この国は、1 党国家から多数党憲政制度への移行を続けている。この国の政治制度は、自らの見解を自由に表明する認知された反対党を含んでいる。認知された政党は、この国の中で自由に活動した。しかし、野党および私企業の人々は、政府の契約が与党党员であることを踏まえて与えられることが多いと主張し続けた。

女性は、230 国会議席中、25 を占めている。44 人の閣僚のうち、7 人が女性である。39 人の副閣僚のうち、12 人が女性である。

230 人の国会議員は、この国の 6 大人種グループおよびキリスト教多数派の信者のほかに、いくつかの小さい人種グループ、すなわち、イスラム教徒およびアフリカの伝統的な宗教の信者を含んでいる。NPP は、Ashanti 人種グループの人々の高位任命職位への登用を強力に支持している。

政府の腐敗および透明性

行政部門および立法部門における腐敗が依然として問題である。世界銀行の世界ガバナンス指標も腐敗が問題であることを示している。野党の NDC は、腐敗防止調査を利用して同党党员に対する脅迫と嫌がらせを行っているとして政府を非難した。野党は、腐敗が衰えずに続いていることおよび政府が問題に対処するために利用できる制度と機構を利用し

ていないことを非難した。政府当局者が企業に対して政府庇護の会社および個人に契約を振り向けるよう圧力をかけたという報告があった。

Ghana Industrial Holding Corporation の缶詰工場の購入に関連して「故意に国家に財政的損失を与えた」廉で 2006 年に告発された前大統領 Jerry Rawlings 夫人、Nana Konadu Rawlings の訴訟は、年末現在進行中であった。

国家に財政的損失を与えた罪で告発された Ghana National Petroleum Corporation の前社長の係属中の裁判の進展はなかった。

11 月、Accra の裁判所は、2006 年の麻薬取引事件に関与した 4 人に有罪の判決を下した。しかし、政府は、この事件の共犯とされる高級警察官僚の訴追を求めるこの裁判所判事の勧告に従わなかった。

別の高級警察官が外国人コカイン密輸業者に対する訴訟を取り下げるために 200,000 ドルの賄賂を要求したという申立に従って政府が IGP に譴責を与えることを拒否した別の事案における進展はなかった。

年末現在、CHRAJ は、前道路交通大臣 Richard Anane の汚職および利害抵触の容疑に対する CVHRAJ の調査が「無効である」とした Accra Fast Track High Court の 3 月の決定の正式審査を要求していた。

この年の間、CHRAJ は、2006 年告発者法に基づく少なくとも 5 件の申立を受理した。そのうちの 2 件は Office of Accountability から、1 件は Serious Fraud Office からであった。この法律は、個人が不正な行為または慣行に関する情報を暴露する手続を定め、かつ、告発者に対する法的保護および場合によっては補償を規定している。

この年の間に、CHRAJ は、2006 年 12 月に利害抵触ガイドラインを発行した後に、多数の申立を受理した。このガイドラインに対する社会の公式反応は、一般的に肯定的であった。年末現在、法務部はこのガイドラインの立法化を検討していた。

憲法は政府情報の一般市民による閲覧を規定しているが、議会は、年末現在まだ実施法律を制定していない。2002 年に起草された情報の自由法案は、年末現在、審議中であった。

第4節 人権侵害疑惑に対する国際的および非政府調査に関する政府の態度

少なくとも20の国内および国際人権NGOが一般的に政府による制限を受けることなく人権問題を調査し、その結果を公表した。政府当局者は、一般的に協力的であり、かつ、NGOの意見に対応した。

政府機関 CHRAJ が公務員の腐敗を含む人権疑惑を調査し、証明された侵害を救済する措置を講ずる責任を負っている。CHRAJ は、政府機関または私企業に対する苦情を抱く個人により提起された申立を仲裁・解決した。

CHRAJ は、政府のあからさまな干渉を受けることなく活動した。しかし、一部の批評家は、Kufuor 政権内の高いレベルの腐敗を独立して調査するその能力に疑問を呈した。その最大の障害は、低い給与、劣悪な労働条件、職員の他政府機関および非政府機関への大量流出をもたらしている資金および資源の不足である。CHRAJ に対する一般社会の信用は高く、その結果としてその職員の作業負荷が増大しているが、彼らの給与の支払いは慢性的な資源の不足および管理的な問題のためにしばしば遅延する。

2006年、政府は、1957年と1993年の間にこの国が軍部により支配された様々の期間中に発生した人権侵害の犠牲者の補償を開始した。犠牲者は、この特定期間中の人権侵害事件を調査・記録するために National Reconciliation Act により設置された2001年 National Reconciliation Commission により確認された。政府は、2,177人の犠牲者に補償するために1,362,000ドル(130万セディス)を引き当てた。6月までに政府は1,268人に734,000ドル(700,000セディス)以上を補償した。さらに524,000ドル(500,000セディス)が承認され、これにより387人の犠牲者が年末までに補償された。その結果、105,000ドル(100,000セディス)の補償をまだ受け取っていない522人の犠牲者が残っている。

第5節 差別、社会的虐待、人身売買

憲法は、人種、性別、身体障害、言語、社会的地位に基づく差別を禁止している。しかし、当局による施行は一般的に不十分であった。限られた財源およびこのような差別を一般的に容認する社会の風潮が差別の永続に寄与した。裁判所は、これらの禁止の執行を具体的に命令する権限を与えられた。

女性

法律は強姦を刑事犯罪とするが、配偶者間強姦は対象としない。しかし、強姦は依然として重大であり、かつ、過小報告される問題である。強姦事件が届け出られた場合、一般的に犯人は逮捕され、訴追された。

家庭内暴力を含む女性に対する暴力は、依然として問題である。2月、議会は、家庭内暴力を違法とする法律案を可決した。11月、Ministry of Women and Children's Affairs (MOWAC)は、利害関係者による家庭内暴力法に関する政策文書案および政府計画案の検討会議を開催した。警察庁の Domestic Violence Victim Support Unit (DOVVSU)が家庭内暴力事件、児童虐待事件、少年犯罪事件を取り扱った。11月までに DOVVSU は 16,036 件を調査したが、そのうちの多数(5,875 件)は生活費の未払いに関係した。1,459 件の陵辱事件および 397 件の強姦事件もあった。DOVVSU は、International Federation of Women Lawyers (FIDA)の国内支部、Department of Social Welfare、Legal Aid Board、およびいくつかの人権 NGO と密接に協力して家庭内暴力と闘った。

家庭内暴力事件の訴追は、依然として困難であった。年末現在、政府は、家庭内暴力に関する政府の行動計画および政策案の最終決定作業を行っていた。家内暴力は犯罪であるという一般市民の認識の向上にも関わらず、政府当局者および NGO は、新しい法律が犠牲者の被害届け出意欲を高めたという兆候も逮捕の件数に影響を及ぼしたという兆候も見出さなかった。DOVVSU およびその他の機関における不十分な資源および物流的能力ならびに Domestic Violence Act が部分的にしか実施されないことのために、この年の間の新法の完全な適用は妨げられた。多くの場合、犠牲者は、このような事件が裁判に持ち込まれるまでに非常に長い時間がかかるために、被害を届ける意欲および検察官と協力する意欲を殺がれた。犠牲者は、しばしば、警察の医学的調書に被害を記録する医師が請求する手数料を支払う余裕がないために、正式の訴状を作成できなかった。新しい法律はこれらの医学的費用を要求しないが、医師は診断書署名と引き換えに手数料を犠牲者に要求し続けた。医学的調書に署名する医師がときとして病院管理規則により設定されている高い手数料を要求したという信頼できる報告があった。

DOVVSU により特に要求されない限り、一部には、カウンセリング・スキル、保護施設、および犠牲者を援助するその他の資源が乏しいために、警察は家庭内暴力事件にめったに介入しなかった。

魔法信仰が強く残っているこの国の北部、北東部、北西部において、いまだに、魔女として疑われた農村の女性が伝統的権威者または家族により追放されることがある。魔女として告発されるのは多くは年老いた女性であり、しばしば、寡婦であり、隣人の村人により病気、凶作、財政上の不運のような難儀の原因とされた。追放された女性は、魔女とされた人々の住むこの国の北部にある「魔女収容所」村に行き住むのであるが、一部は家族に伴われる。Catholic Relief Services を含む種々の団体が食糧、医療品、その他の援助を魔女収容所に提供した。政府当局者および CHRAJ の地域事務所は、北部地域における魔女収容所の女性の人数はここ数年徐々に減少してきたと主張している。

この年の間に襲撃された魔女に関する確認報告はないが、専門家は魔女に対する差別と不寛容が続いていると考えている。

政府は、DOVVSU の後援の下に、引き続き、魔女とされた人々に対する迫害行為を行う者を告発・調査し、また、魔法の申立のみに基づく加罰を差し控えた。

6 人の妊娠した少女が 2006 年に退学させられた事件に関する進展は、なかった。前年と対照的に、このような事件は報告されなかった。

特に女性をセクシャルハラスメントから保護する法律はない。しかし、一部のセクシャルハラスメント事件が既存刑法に基づいて訴追された。女性の擁護団体からセクシャルハラスメントが問題であると報告された。

女性は、依然として就職に際して差別を受けている。都会地の女性および訓練を受け技能を持つ女性はあからさまな偏見に遭遇することはほとんどないが、非伝統的な分野に進出する女性に対する抵抗が続いた。特に農村地域の女性は、依然として重い労働負担と伝統的な男性支配に喘いでいる。伝統的な慣行と社会的規範が、しばしば、遺産および財産の継承、法的に登録される結婚(およびそれとともに、一定の法的権利)、子どもの養育および保護管理など女性の法的権利を否定した。若干の女性事業家は存在するが、しかし信用

による資金の調達難が、事業に着手したい女性および事業を拡大した女性にとって依然として重大な障害である。

女性の権利グループは、教育キャンペーンおよび職業訓練、法的援助、その他の支援を女性に与えるプログラムにおいて積極的に活躍した。政府は教育プログラムに力を注ぎ、多数の当局者も積極的であったし、女性の権利の遠慮のない擁護者。

児童

出生証明書は入学するための法的前提条件ではないが、実際には、出生が登録されていないために一部の児童が教育を拒否されたと伝えられた。

政府は児童の権利および福祉の保護に努力したが、その取り組みは、限定された財源および物流的資源のために制約された。

教育は、小学校および中学校(1 学年から 9 学年までに等しい)まで義務である。「無料の義務的・普遍的基礎教育」という憲法の規定に関わらず、両親は制服と文房具の購入を求められた。政府は教科書を支給した。

Ministry of Education, Science, and Sports によると、この年の間の総合就学率は小学校レベルで 92.1 パーセントであった(少年 100 人に対し少女 95 人であり、女子の比率は 2004-2005 教育年度の 93 から上昇した)。中学校(JSS)レベルでは、適格児童の 74.7 パーセントが学籍登録した(少年 100 人に対し少女 90 人であり、女子の比率は 2004-2005 教育年度の 88 から上昇した)。一部の児童は、家族の収入を補うために働いているので、または自宅の最寄りの学校が遠すぎるために、通学しなかった。多数の児童、特に農村地域の児童は、学校の教師およびその他の資源が乏しいために十分な教育を受けられなかった。就学に伴う間接的な経済的費用が多くの子どもの家族にとって重要な障害であった。また、当局は児童の通学を強制する恒常的な取り組みを行わず、子どもを通学させないために両親が処罰されることはめったになかった。

政府は、文化活動、スポーツ活動、その他の学校費用を賄うために児童あたり約 3.20 ドル(3 セディス)を与える Capitation Grant (人頭補助金)プログラムを継続した。全国 School

Feeding Programme も、この国の一部の地域において通学に伴う付随的費用の軽減を援助した。

政府は、国連の Education for All (万人のための教育)目標を強力に支援した。この年の間に、Ghana Education Service (GES)は、JSS および Senior Secondary School レベルの奨学金を与えること、および農村地域で働く女性教員に奨励金および無料住居を提供することにより少女の教育を拡大するキャンペーンを積極的に行った。GES は、地区および地方レベルに少女教育担当官を配置し、また、地域社会を動かして少女の就学率を高めるためにすべての地方局に地域社会参加調整官を置いた。

5 才未満の児童は、性別に関係なく、公立の病院および診療所において無料で診療を受けることができた。

法律は陵辱、近親相姦、未成年者に対する性的虐待を禁止しているが、このような虐待が依然として問題である。男性教員が生徒の少女に性的な暴行およびハラスメントを加えたという報告が頻繁にあった。少女はこれらの事件を両親に報告することを嫌がる場合が多く、また、社会的圧力がしばしば両親の当局届け出を阻止した。この年の間に、教師および男性/女性校長が女生徒に対するセクシャルハラスメントの廉で逮捕されたり、届け出のあった問題を無視した廉で解雇されたりした報道が続いた。

11 月までに DOVVSU は、児童陵辱 1,459 件および同未遂 7 件を受理した。

家族による Trokosis の献納と隔離が続いたが、この慣行が行われた程度は不明であった。

法律は FGM を禁止しているが、それは、この国の北部地域において依然として重大な問題であった。第 II 型 FGM(世界保健機構により小陰唇の部分的または全体的切除を伴うクリトリスの切除として定義されている)が他の型より頻繁に行われた。少女が切除を受ける典型的な年齢は 15 才であるが、これより若い少女が施術される場合も多い。Ministry of Health により行われた 2005 年の調査によると、3 つの北部地区の 12~19 才の女性の約 15 パーセントが FGM を受けたことになっているが、一部の観測筋は、NGO および政府の支援する FGM の違法性に関する意識向上キャンペーンがこの慣行を地下に潜行させ、これらの地区における実際の比率は 30 パーセントという高率になっていると考えている。

このような介入プログラムはこの慣行の広がりへの抑止にある程度成功したが、その効果を正確に評価することは困難であった。伝統的な首長を含むすべてのレベルの当局者がこの慣行に対し声高に反対し続けた。また、現地 NGO は、FGM の放棄を促し、別の収入源を探ることができるように施術者に新しい技能を訓練する教育キャンペーンを継続した。この年の間に施術者の訴追はなかった。

強制児童結婚(それは違法である)が依然として問題であった。CHRAJ および NGO の報告によると、この問題はこの年の間に改善されなかった。

農村地域における経済的苦難のために児童の都会地域への移住が増加した。児童は、しばしば生き残るために自活を強いられ、その結果、児童労働発生と中途退学の両方が増加した。2005 年の MOWAC 当局者の推定によると、40,000 という多数の運搬人(頭に荷物を載せて運ぶ子ども)が大都市の路上で生活しているが、これらのほとんどは 18 才未満の少女である。これらの少女は、もっとも被害を受けやすい児童労働者である。現に多数の少女が路上生活における保護と引き換えに売春に従事したり、性的搾取を受けたりしている。

国内および国際 NGO が児童の権利の増進のために政府と協力し、児童福祉の保護について地域社会の啓発にある程度成功した。

Accra の孤児院院長がその孤児院で若い少女が年長の少年により強姦されているというマスメディアの報道を否定した 2006 年 11 月の事件に関する進展はなかった。

人身売買

法律は人身売買を禁止し、有罪とされた人身売買者に対する 5 年の刑を規定している。年末までにこの法による 3 件の逮捕があり、そのうちの 1 件は訴追に成功した。その他の 2 件は、年末現在、未決定であった。この国は、家事労働、商業労働、性的搾取を目的として人身売買される女性および児童の源泉国であり、中継国であり、目的国である。

国内外に人身売買される犠牲者の人数に関する信頼できる推定はないが、NGO の推定によると、この数字は数千人である。11 月までに DOVVSU は、全国で発生した 10 件の児童人身売買の通報を受けた。

人身売買は国内的かつ国際的であり、この国における人身売買の大部分は極貧農村環境に住む児童を対象としている。国内人身売買の最も一般的な形態は、olta Lake 沿いの漁業社会または西部の小規模鉱山で働かされる北部地区の児童(大部分男児)および Accra および Kumasi で家事手伝い、運搬人、地元商人の売り子とした働かされる北部および東部地区の少女に関係する。国内および国際 NGO の報告によると、これらの児童は、しばしば、危険な労働状態で働かされ、ときとして労働に従事した結果として負傷または死亡した。国内当局は、このような人身売買事件を減少させるために International Organization of Migration (IOM) (国際移住機構)およびその他の組織により後援されるプロジェクトを支援した。IOM および種々の NGO は、自分たちの子どもを人身売買者に渡さないことを約束した家族および人身売買された児童の家族に対し少額融資と教育を提供した。

隣国のコートジボワール、トーゴ、ガンビア、ナイジェリア、赤道ギニアとの間でも相互に 7~17 才の児童が農場労働者、労働者、ドライバー、街頭物売り、家事労働者として働くために人身売買された。ベニンとブルキナファソも人身売買された児童の目的地であった。

児童の募集のほとんどは、ときとして前払いを与えられるか、または雇用者からの定期給付金を約束され、子どもに食事、寝場所、しばしばある種の訓練または教育が与えられることも約束される両親の同意を得て行われる。両親によっては、自分たちの子どもを都市地域の遠い親戚に送って働かせた。ある場合には、児童は専門募集業者(通常の場合女性である)に与えられ、この業者から都会の雇用者の許に送られた。多くの場合、児童は、募集業者が約束した教育や職業訓練を受けられなかった。

女性は、ヨーロッパ、主としてイタリア、ドイツ、オランダにも人身売買された。国際人身売買業者は、女性に正規の職を約束した。しかし、女性は、しばしば、目的地到着後に売春を強制された。女性はときとしてヨーロッパに直接送られたが、その他の犠牲者は第三国経由で人身売買された。一部の若い女性は、中東、特にレバノンに人身売買され、そこで単純労働または家事手伝いとして働いた。ナイジェリア、ベニン、トーゴ、ブルキナファソの女性が性産業で働くためにこの国を中継基地として西ヨーロッパまたは中東に人身売買されたという報告もあった。

人身売買法に基づいて、DOVVSU が施行の責任を負い、Ministry of Manpower, Youth and Employment (MMYE)の Department of Social Welfare が家族の探索、一時的避難所の提供、カウンセリング、職業技能訓練を含む援助を犠牲者に提供する責任を負っている。国内警察および社会福祉当局者の報告によると、この法律を実施するための資源が、特に、警察署のない農村地域において不足している。

6月、政府は、すべての関連省庁、治安機関、民間部門およびその他の利害関係者から構成される17人制 Human Trafficking Board を設置した。この年の間にこの委員会は数回会議を開いて人身売買に関する政府の行動計画を審議したが、それは年末までに採択されなかった。

国内からブルキナファソへの児童の人身売買を警察が阻止した2006年の事案に関する進展はなかった。

政府、International Labor Organization (ILO) (国際労働機関)およびNGOは、治安部隊、入国管理当局、税関、警察の職員に対する新しい人身売買法に関する訓練を続けた。2006年、政府は、特に、承認されていないルート経由でこの国に出入りする旅行者の流れを監視するために Immigration Service の下に Border Patrol Unit を設置した。年末までに Border Patrol Unit を含む Immigration Service の係官は26人の人身売買業者を発見して警察に引き渡した。種々の省庁が人身売買に対処するために、ILO の International Program on the Elimination of Child Labor (児童労働撲滅国際計画) (ILO/IPEC)、IOM およびNGO と協力した。NMYE は、ILO/IPEV と協力して、National Plan of Action for the Elimination of Child Labor の実施を続けた。国際・国内NGO およびMOWAC は、漁村に人身売買された児童の発見と帰郷、漁業者の他の形態の生業への転換の支援のために尽くした。

当局は、この国および他の西アフリカ諸国出身の人身売買犠牲者の庇護および社会復帰のために努力した。政府は、児童人身売買犠牲者の社会復帰にはほとんど注意を払わなかった。

この年の間、政府は、人身売買法に対する意識を高めるために地域集会ならびにマスメディアおよび警察向けワークショップの開催を継続した。

身体障害者

2006年、議会は、雇用、医療、その他の領域における搾取および差別に対する保護を含む身体障害者の権利を特に規定する法律を制定した。政府は身体障害者に対して組織的に差別することも公然と差別することもしなかったが、身体障害者は、しばしば、実際に社会的差別に遭遇した。この法律は、実際的である限りにおいて、身体障害者による公共の建物の利用を容易にする。この法律により義務づけられた身体障害者のための国民会議は、年末までに設置されなかった。身体障害者の権利を支援する活動家は、身体障害者法の実施の遅さ、特にこの新しい法律を実施する法律文書の欠如を訴えた。この法律で保証されている法的保護にも関わらず、雇用における身体障害者に対する差別および公共建物の利用が困難であることが依然として問題である。

精神的障害と身体的障害の両方を持つ人々は、しばしば、虐待および不寛容に遭遇した。一部の宗教団体は、精神的障害者は悪魔に苦しめられているのであり、悪魔払いされなければならないと考えている。子どもの身体障害者に対する虐待はありふれている。子どもの身体障害者が樹木や市場の一角に縛り付けられ、いつもむちで打たれているという報告があった。子どもの身体障害者が家族に殺されたという報告もあった。10月4日、マスメディアは、歩くことも話すこともできない7才の身体障害者の息子を Effiduase-Koforidua の病院に捨てた母親の事件を報道した。

人権活動家が、悪霊に取り憑かれたと思われている人々が収容所において何週間も鎖につながれ、肉体的暴行を受け、食べ物や飲み水を奪われていることに対する憂慮を表明した。これらの収容所は、特に精神病患者を対象としている。収容所の管理者は精神病患者を「悪魔の苦悩」と診断し、犠牲者から悪霊を追い出す方法として、しばしば連続7日間も食べ物と飲み物を与えなかった。一部の犠牲者の年齢は6才と推定された。家族は、これらの犠牲者を悪魔払いのためまたは身体的または精神的疾病から治癒させるために送り込んだ。犠牲者は、治ったと考えられるまで収容所に留め置かれた。報告によると、これらの慣行は、Greater Accra/Eastern/Central/Western/Ashanti/Brong Ahafo 地区で行われている。2006年の祈祷収容所訪問中、外国大使館監視団は、鎖で寝台または棒につながれている100人以上の人々と精神病患者用に設計された窓のない部屋を目撃した。この国の

精神科社会はこの問題を知っており、精神病患者の人権を保護する新しい精神衛生法の制定のために努力している。年末現在、この精神衛生法はまだ成立していない。

Ministry of Health、MMYE の Department of Social Welfare、Ministry of Education、Center for Democratic Development を含む複数の政府機関および NGO が身体障害者に対する差別への取り組みに関与している。

民族的/人種的/種族的少数派

政府は人種的差異との関連に重きを置かないとしているが、政府の反対者は、政府の任命高級職位が Ashantis およびその他の Akans により占有され、Ewes と北部人が犠牲になっていると訴えている。大統領ならびに閣僚の一部と大統領顧問は Ashanti であるが、副大統領と多くの閣僚は他の人種出身である。

この年の間に人種グループ内で多数の小規模紛争があったが、その大部分は族長権および土地利用問題に関係していた。この年の間も和解を促す NGO の取り組みが続いた。

Dagomba 人種グループの最高首長、Ya Na の旧宮殿にむりやりに入ろうとした 3 人の青年を治安部隊が殺害した事件に関する進展はなかった。

異なる族長権派閥に属する 2 人の Bortianor における 2006 年 4 月の射殺事件に関する進展はなかった。警察によると、この事件はまだ確定していない。

その他の社会的虐待および差別

法律は同性愛を犯罪としており、レスビアンおよびゲイは蔓延した差別や警察によるハラスメント、および恐喝未遂に直面している。同性愛行動に対して最低限の軽罪が規定されている。同性愛者は刑務所において、性的虐待および肉体的虐待に遭遇することも多い。

HIV/AIDS の人々に対する差別が問題であり、人々は、引き続き、汚名を着せられることを恐れて HIV 感染検査を受ける意欲を失った。

政府および NGO が無料 HIV 検査を市民に提供する多数のセンターを補助したが、秘密の尊重・保護がされないという報告があった。

第 6 節 労働者の権利

a. 団結権

法律は、国軍、警察、刑務所、一部の治安・情報機関の職員を除く労働者に対し、事前の許可を受けることなく、また過度の規制要件もなしに、組合を結成し、自らの選択する組合に加入することを許容しており、労働者はこの権利を実際に行使した。労働組合はもはや、登録前に政府の承認を求める必要はないが、2003 年の Labor Act は、登録証明書を取得し、かつ、合法的と見なされるために、労働組合または使用者の組織が Chief Labor Officer に登録し、認可を受けることを要求している。組合に属する労働者のパーセンテージは、ここ数年減少した。それは一部には、公的労組化部門における雇用機会の相対的減少によるものであり、そのために新しく労働力となった多くの人々が非公式部門に入ることとなった。さらに、これまで公的部門に雇用されていた一部の労働者が非公式部門における代替りの雇用への就職活動を強いられた。

この国の労働法は、使用者による反組合差別を禁止している。しかし、実際には一部の使用者がこの法律に違反して組合活動を利用として被雇用者を解雇し続けた。

b. 団結権および団体交渉権

法律は、労働組合に対し妨害されない活動の実行を許容し、政府は実際にこの権利を保護した。しかし、国軍、警察、刑務所、治安機関・情報機関の職員および政策決定・管理機能を持つ職員は、交渉を行う可能性を持たない。法律は団体交渉の枠組みを規定しており、労働組合は、政府の干渉を受けずに私企業および国営企業の両方と賃金および給付に関する団体交渉を行った。しかし、1つの会社で労働者の大部分を代表する労働組合のみ、団体交渉を行うために必要な団体交渉証明書を取得できる。

法律はストライキ権を認めているが、「行為が生命の特定のまたは全面的喪失をもたらすか、または公衆衛生または公安に危険をもたらす機関の領域におけるサービス、または大

臣が法律文書により決定できるその他のサービス」を含む極めて重要なサービスを提供する労働者についてこの権利を制限している。この年の間に、**Minister of Manpower, Youth and Employment** は、極めて重要なサービスの一覧表を正式に指定した。この一覧表は、**Volta River Authority** を含む公益事業会社(水道、電気等)、港湾、医療センター、**Bank of Ghana** により提供されるサービスを含んでいる。これらの極めて重要なサービスの場合、労働紛争の当事者は相互の紛争を 72 時間以内に解決しなければならない。この期限は、雇用者および被雇用者に対し交渉中断を制限して効率的に交渉を行わせる圧力を意味する。ストライキ権は、私企業(その企業のサービスが当該企業の生存にとって非常に重要であると労働組合および雇用者により見なされる場合)の労働者についても制限されることがある。労働組合は、当事者が紛争の自主的調停への付託に合意しない場合、または紛争が調停手続の終了時まで未解決である場合に、合法的ストライキを指令できる。この年の間に完全な紛争解決過程を完了した組合はなく、多数の認可されないストライキが発生した。独立以来、合法的ストライキが打たれたことはない。

4 月、医師以外の医事労働者が賃金に関する全国ストを行った。法律は医療サービスが極めて重要なサービスであると規定していない事実に関わらず、政府は、このストライキを違法であると宣言した。2 つの例外を除いて、公立病院の職員は最小限度の要員に削減され、サービスの提供は有るか無しかの状態となった。5 月 9 日、政府が 30 パーセントの賃上げに合意してストライキは中止された。7 月 3 日、政府は、新しい給与構造の骨子を定めた覚書に調印したが、年末現在、これはまだ完全に実施されていない。一部の医事労働者は再びストライキを構えたが、彼らはそれを行わず、年末現在、覚書を実現する取り組みおよび調停作業が進行中であった。

既存労働法は、団結権を含めて輸出加工地域に適用される。

c. 強制労働の禁止

法律は、児童によるそれを含めて強制労働を禁止している。しかし、そのような慣行が行われているという報告があった。

法律は、強制労働を行わせた廉で有罪とされた雇用者に対し 250 罰金単位以下(その各単位に交換比率の変動に対応するように金額を割り当てられる)を科すると定めている。しかし

資源が限られているために政府はこの法律を実施できず、この年の間に罰金は科されなかった。この年の間、ILO は、引き続き政府に対し労働を行う義務を伴う懲役刑を許容している種々の法律規定を見直すよう強く促した。

d. 児童労働の禁止および最低雇用年令

法律は最低雇用年令を 15 才に設定し、児童にとって有害となる可能性がなく、かつ、児童の通学にも学校から恩恵を受ける能力にも影響を及ぼさない雇用の最低年令を 13 才に設定している。法律は、18 才未満の児童の夜間労働および一定の種類の高危険な労働を禁止し、違反に対し罰金および自由刑を規定している。しかし非公式部門における児童労働は依然として重大な問題である。法律は、職人と雇用主が訓練と工具とともに安全かつ健康的な労働環境を提供する義務を負う徒弟の身分に 15 才以上の児童が就くことを許容している。しかし、児童労働法の施行は効果性も一貫性も欠き、そして裁判官、警察、労働監督官を含む施行係官が、しばしば、児童を保護するこの法律の規定に精通していなかった。2006 年版 Ghana Poverty Reduction Strategy II は、最悪形態の児童労働に対処する取り組みを強化する計画の概要を示した。この年の間に、ILO/IPEC Timebound Programme に参加した 20 地区が児童労働を撲滅する活動を彼らの中期開発計画および予算配分に組み込んだ。この年の間に、MOWAC は、引き続き児童労働についてマスメディア、警察、公務員、一般公衆を教育するセミナーを行った。地方の慣習と貧困が家計を助けるための児童の労働を助長し、最低年齢法の社会的順守を蝕んだ。

7 才という幼い子どもが農業、家事労働、運搬人、街頭の物売り、鉱山労働者、石工、運賃集金人として働いた。Lake Volta の漁業は特に多数の児童労働者を使っているが、これらの子どもたちは水中の樹木の根にからまった漁網のもつれをほどくために水中深く潜るような危険性の高い作業に従事している。児童労働者は、低い賃金しかもらえず、肉体的に虐待される。彼らは医療をほとんどまたはまったく受けず、一般的に通学しない。政府の労働監督官および Ghana Employers Association によると、児童労働問題は公式労働部門ではめったに発生しない問題である。

法律は、児童の強制労働を禁止している。しかし、この年の間に、伝えられるところによれば、多数の児童が両親により売却、貸与、譲渡されて、農業、漁村、採石鉱山、店舗、

家庭で働かされた。児童の強制労働および奴隷労働がどの程度行われているのか調べることは困難であった。

児童が売られて性的搾取または労働のような種々の形態の強制的苦役を強いられているという新聞報道があった。たとえば家族への1年1回の送金と引き換えに漁師の下で働いている10～12才の少年の報道である。このような慣行は、一般的に非常に貧しい彼らの両親の同意を得る場合が多い。

ココア産業における児童労働の正確な規模は不明であった。政府は、その2006年版 **National Plan for the Elimination of the Worst Forms of Child Labor** の実施を継続した。4月、**Ministry of Manpower** は、外国チョコレート・メーカーと共同で行われたココア産業における児童労働の予備的調査の結果を発表した。この調査によると、ココアの生産に従事しているすべての児童の5パーセント未満が最悪形態の児童労働に関わっている。年末現在、同省は、この国のココア生産地域の60パーセントを包含するようにこの調査を拡大しているところであった。

3人の年下の級友を10,858ドル(10,000セディス)で売ろうとした高等学校の2人の上級生が裁判を待っている2006年4月の事件についても、14才の少女の家族が彼女を597ドル(550セディス)の借金の担保にした2006年7月の事件についても進展はなかった。

Labor Department of the MMYE の検査官が児童労働法規の施行の責任を負い、地方労働監督局および地方議会の社会事業小委員会が各事業所の年次訪問および違反容疑の通報があった場合の抜き打ち点検によりこの法律の関連規定の順守状況を調査する責任を負っている。検査官は、雇用者に児童労働違反に関する情報および**Labor Act** の規定を順守する効果的な手段を提示しなければならない。しかし、政府は、法律施行当局および司法当局にこれらの作業を行うために十分な資源を与えなかった。

この年の間に、これらの調査の結果としての児童労働の訴追はなかった。当局者は、児童の重労働および夜間労働を禁止する規定の違反者をときおり処罰したのみであった。また、検査官の取り組みの集中したのは主として公式部門であり、最も多くの児童労働が行われている非公式部門ではなかった。しかし、**DOVVSU** は、11月までに児童労働搾取に関する4件の報告を受け取った。

この年の間に、MMYE は、全国の主要都市において、"Capacity Building Workshop for Child Labor Unit and Key Officers of the Labor Department on the Interagency Collaboration and Coordination of Child Labor Monitoring System in Ghana"(「ガーナにおける児童労働部署および労働局の主要係官のための政府機関間協力および児童労働監視制度の調整に関する能力構築ワークショップ」)を行った。各地域において政府機関間協力および児童労働問題主力担当者の情報共有に関する補足的会合が開催された。MMYE は、ココア部門における児童労働問題に関する鋭敏化地方集会にも関与した。MMYE は、児童労働根絶のための National Steering Committee およびココア部門における児童労働に関する全国分科委員会を主宰している。

この年の間に、MOWAC は 5 地区において意識高揚運動を実施し、ココア農業における児童労働慣行に関する 2005 年調査の結果を広く普及した。MOWAC は、マスメディア、警察、公務員、一般市民を教育するために児童労働に関するセミナーを行った。

ILO/IPEC、政府代表、Trade Union Congress、マスメディア、国際組織、NGO は、児童労働と闘う制度的能力を強化することにより 2006 年 National Plan of Action for the Elimination of Child Labor in Ghana の増強を続けた。政府の支援を得て、NGO および外国は、児童労働と闘う最近の計画に資金を供給した。警察、労働検査官、地方政府、地域社会との教育・鋭敏化ワークショップが開催された。一定の期間内および基準内ですべての形式の児童労働を根絶することを狙いとする ILO/IPEC Time-Bound Program を策定・実施するためのフォーラムが全国で開催された。

e. 容認できる労働条件

政府、労働者、使用者から構成される National Tripartite Committee により最低日額賃金が設定される。1.66 ドル(1.60 セディス)の最低日額賃金は、労働者とその家族にまともな生活水準を提供しなかった。さらに、公式部門において最低賃金法違反が横行する一方、増大する非公式労働人口は未保護のままであった。多くの場合、家計は複数の稼ぎ手により維持され、家族はなんらかの家庭農業またはその他の家庭商業活動に従事した。MMYE は、この法律を確実に施行することができなかった。

6月4日、大統領は、政府公務員賃金政策の公正かつ透明な系統的实现を保証し、給与、賃金、格付け、分類、職務分析に関する事柄について政府に勧告し、これらの問題に関する決定の実施を保証する責任を負う **Fair Wages and Salaries Commission** を設置する法律に署名した。年末現在、この委員会はまだ完全に機能を發揮していない。

法律は、40時間の週間最長労働時間および7日間ごとに少なくとも連続48時間の中断時間を設定している。政府は、労働公平原理に従って、自動的給与追加ではなく、実働超過勤務時間についてのみ超過勤務時間を補償した。労働者は、連続勤務の1暦年につき、または特定の年に少なくとも200日働いた後に、少なくとも15労働日の完全有給休暇も与えられた。しかし、このような規定は、請負労働者や私宅の家事労働者には適用されなかった。

職業関連安全・保健規定が存在し、MMYE内の **Factories Department** が違反者に処罰を与える責任を負っている。順守しなかった雇用者は、1,000罰金単位以下、3年以下の刑期、またはこれらの両方に処されることになっている。この法律は、雇用者に、職場で労働災害または職業疾病が発生した場合、発生の日から7日以内に報告することを求めている。実際には、安全検査官は非常に少なく、十分な訓練も受けていない上、違反に効果的に対処するために必要な資源を欠いている。この年の間に、検査官は、違反に対して処罰を科さず、その他の措置も講じなかった。